

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	学童保育室運営管理						継続		
コード	24	-	83	-	03	-	00	予算事業名	学童保育室運営管理
担当部署	教育総務部	教育財務課			学童保育担当	予算事業コード	会計 10 款 10 項 06 目 02		

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない
基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	実施計画事業名	学童保育室整備事業
方向性(節)	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	川越市教育振興基本計画
施策	1	児童福祉の推進	当事業に関連する事務事業	なし
細施策	1	子どもへの支援体制の充実		
事業実施の根拠となる法令・条例等	・児童福祉法 ・川越市学童保育室条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態である小学校低学年児童(概ね10歳未満)を対象に、「適切な遊び場及び生活の場」を与えることにより、児童の健全な育成を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	32全ての小学校に学童保育室を設置し、指導員を配置し、学校の授業日は放課時から午後6時30分まで、学校の休業日は、午前7時30分から午後6時30分まで保育を行う。事業は公設公営で行い。指導員は臨時職員を任用している。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	430,585	433,887	432,038	472,157	510,402	
(25年度予算額大幅増/減の理由)	H23年度に条例改正し、H24年度から段階的な保育料値上げを開始。このため、施設の改修や指導員体制の充実など、責任を持った運営を推進するため、増額を図った。					
事業費 A	418,382	426,871	426,056	472,157	510,402	568,983
人件費 B	36,685	36,685	42,188	88,044	80,707	80,707
総コスト(C=A+B)	455,067	463,556	468,244	560,201	591,109	649,690
正規職員(1年間の従事人数)	5.00人	5.00人	5.75人	12.00人	11.00人	11.00人
臨時職員(1年間の従事人数)						
国県支出金 D	46,942	50,093	53,425	51,018	55,243	66,516
その他特定財源 E	50,887	51,586	51,409	116,448	116,475	141,368
市の財政負担(=C-D-E)	357,238	361,877	363,410	392,735	419,391	441,806

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果	待機児童数	0	0	0	0	0	年度
	指標の定義・説明	「入室申請児童数」-「入室許可児童数」-「入室条件を満たさない児童数」=待機児童数					
活動	入室児童数(年度当初)	1,941	1,906	1,902	1,916	1,983	年度
	指標の定義・説明	年度当初に入室を許可した児童数					
	指標の定義・説明						年度
	指標の定義・説明						年度
指標に基づく評価	毎年約1900人の児童が放課後の適切な遊び場、生活の場を必要としています。待機児童数はゼロであり、必要とする児童の放課後等の生活の場として健全な育成に寄与することができました。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
学童保育は対象が低学年児童となっていますが、少人数ですが中高学年児童も在室しています。事業の必要性、児童1人当たりのスペース等の関係から低学年に絞った事業としたいが、保護者ニーズ、また障害のある中高学年の安全確保の点からも、全学年を受け入れています。一方で今後は、児童福祉法が改正され、H27年度より全学年が対象となり、児童増への対応が必要となります。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
本市と同様に公設公営で学童保育室を運営している市は、平成22年7月調査時点で本市を含め県内で21市(県内計39市)あります。中核市では本市を含め18市(全41市)となっています。	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
本事業は努力規定ではあるが法律で定められた事業であり、廃止・縮小する場合については、学童保育室にかわる受け皿として「放課後子ども教室推進事業」などの事業が必要と考えます。	

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		教育総務部				教育財務課	学童保育担当
事務事業名称		24	83	03	00	学童保育室運営管理	
今後3年間の方向性	25年度	継続					
	26年度	継続					
	27年度	拡充		<p>本事業は、保護者が常時留守となっている家庭の児童を保育し、児童の健全な育成を図るために、必要な事業であると考えます。改正児童福祉法が平成27年4月1日に施行されると、対象児童が3年生以下から全学年へ拡大されます。入室学童数の増加が予測されるため、施設・職員など事業の拡大が必要となります。</p>			